

2020年11月8日

株式会社文藝春秋 週刊文春編集部御中

株式会社大島産業

再質問書

前略 失礼いたします。

貴社から、2020年11月6日に送信された電子メール添付の「大島産業御中 回答書」（以下、「貴社文書」といいます。）とのファイル名の文書を頂戴しました。ご多用のところご対応いただきありがとうございます。

しかしながら、貴社は、貴社文書において、当社が、具体的にご説明した上で事実誤認と指摘する質問に対して訂正されるどころか回答すらされず、また、貴社に都合のいい一方的な論点を繰り返し主張し、読者に事実を誤認させ印象を操作する貴社の公平性を欠いた取材態度及び執筆手法について、当社は甚だ失望しております。

当社は、貴社からご質問の当日中に締切が設定されたこれまでの書面に対して、期限内または、あらかじめ理由を説明した上で貴社に回答期限の延長を申し入れて、延長後の期限までに、一つ一つ正面から、具体的に回答してまいりました。にもかかわらず、貴社は当初、当社の質問を全く無視し、質問状送付の翌日に設定した回答期限を1日以上経過しても連絡すらいただけませんでした。貴社は、当社からの度重なる回答依頼に対して、ようやく回答することを了承しましたが、その際、貴社は貴社の回答書をホームページに全文そのまま掲載することを、回答の条件として要求されました。

しかしながら、その後、貴社が、「回答書」として送付してきた文書には、当社が貴社にお送りした6つの質問に対する回答の記載はなく、当社がホームページ掲載することを意識されてのことか貴社の一方的な主張のみを記載した貴社文書を送付してこられました。当社の貴社へのご質問は、御誌2020年11月5日号における事実誤認についての貴社のお考えや、その際の取材のあり方を問うもので、御誌の記事の正当性にかかわる重要な事項であったと、当社としては認識しております。しかるに、貴社はその点には一切回答しておられません。

そのような御誌の取材態度は、著名で社会的影響力の大きい雑誌である御誌が、報道機関としての高潔な精神を忘れ去り、記事に虚偽が含まれていても、取材の方法が不公正であっても、その結果間違った方向に世論を誘導してしまっても、ただ、世の注目を浴びることのみを追求しているとしか思えません。

また、当社は、貴社文書を受領した直後、当初は、貴社が当社の間に個別具体的に回答していないことを理由に貴社文書の掲載をお断りしし、再度回答書を送るよう求めました。

ところが対応された貴社デスクは、

「今になって一文字も載せませんというのは、話を2回約束を破ってるわけですよ」

「(担当者が)2回約束を破ったことを含めて(再度全文掲載を検討してもらいたい)」

などと繰り返し貴社文書を当社ホームページに全文そのまま記載しないことを担当者に抗議し、本件文書の掲載を迫りました。

当社の個別具体的な質問に対して、貴社に都合の悪い個所の回答は避けながら、貴社の一方的主張については掲載させようと強く迫る貴社の態度は、誠に遺憾です。

繰り返し述べている通り、配力鉄筋が施工されていなかった今般の問題につきましては、当社としましては、施工管理すべき元請会社としての責任を痛感しており、調査及び補償については誠心誠意、全力で対応させていただく所存です。

しかしながら、御誌の記事の内容及びその取材方法については到底容認できません。

つきましては、貴社文書を踏まえて、再度下記の通り質問させていただきますので、11月9日(月)午後5時までに、誠意ある回答をお願いいたします。また、その際、当社質問書の第2に記載の6つの質問に対しても個別具体的にご回答いただくよう再度求めます(6つの質問は再度本書の別紙としてお送りいたします。)。

本書及び貴社のご回答は、当社のホームページ等に掲載する所存です。

草々

記

1. 御誌の本件のご担当デスクは、当社担当者に対して、貴社文書により、2020年11月4日付の当社の「申入れ及びご質問」(以下、「当社質問書」といいます。)記載の各質問には回答済みであると説明されました。

具体的には、当社担当者が、貴社文書には、当社質問書の各質問に対する回答が記載されていないとご指摘したところ、

「お答えしているじゃないですか」

「回答してるじゃないですか」

「答えてるじゃないですか、それは」

「それを総括としてちゃんとお答えしてるじゃないですか」

「なってるじゃないですか、質問に対する回答に」

「全体を通してですよ」

「ですからそれできちんと作ったわけじゃないですか、回答書を」

と貴社文書には、当社質問書への回答が記載されていると強弁されました。

もっとも、当社としては、一般人の通常理解をもって貴社文書を読んでも、貴社文書に当社質問書の6つの質問に対する回答が個別具体的に記載されていると理解することは到底できないと考えています。取材活動及び原稿執筆、編集業務の専門家が集まる一流の雑誌社として、貴社は、真摯に当社からのご質問に回答されているとお考えでしょうか。

そこでお尋ねですが、

- ① 貴社文書のどの部分が、当社質問書の合計6つの質問のいずれについての回答であるのか、具体的にご教示ください。なお、6つの質問は本書に別紙として添付します。

2. 御誌2020年11月5日号においては、当社CEOの発言として「(手抜き工事は) 250%ない」と記載しておきながら、当社CEOに追加の取材等は一切行わない間に、御誌2020年11月12日号の記事及び11月3日付の文春オンラインの記事 (<https://bunshun.jp/articles/-/41305>) で、「(鉄筋がないことは) 250%ない」と文脈やニュアンスを変更し、当社CEOの発言の趣旨を全く異なる内容に改竄しておられます。

これは、明らかに御誌が、読者の当社への印象をより悪い方向へ誘導する目的で改竄を行ったものといわざるを得ません。

ご承知のとおり、貴社もその会員である一般社団法人日本雑誌協会の雑誌編集倫理綱領には、次のように定められています。

文化の向上と社会の発展に寄与すべき雑誌の使命は重大であり、国家、社会、及び基本的人権に及ぼす影響も大である。この社会的責任により、雑誌は高い倫理水準を保たなければならない。

われわれ雑誌編集者は、その自覚に基づいて次の指標を掲げ、自ら戒めてその実践に努め、編集倫理の向上を図るものとする。

真実を正確に伝え、記事に採り上げられた人の名誉やプライバシーをみだりに損なうような内容であってはならない。

貴社は、同倫理綱領に違反し、真実に反して当社の名誉を侵害し、いわば印象操作を行ったもので、かかる行為は、報道機関として強い非難を受けるべきものです。

① 御誌が追加の取材を行わないまま上記の記事の改竄を行った理由をご教示ください。

3. 貴社の当社への取材後に当社が調査したところ、本件配力鉄筋の施工、その後の二次コンクリート打設のための型枠組立てまでの一連の業務は二次下請である株式会社吉岡建築設計が直接の担当会社であり、本件配力鉄筋が施工されるはずであった令和元年12月26日、現場において実際の作業に従事したのは、株式会社吉岡建築設計の作業員、これを監督したのは、一次下請である株式会社ダイコウの担当技術者であることを確認しました。そのことは、御誌もすでに把握しておられるところであろうと存じます。

上記のとおり、本件配力鉄筋を、本件請負工事の二次下請として、現場で施工するはずであったのは、株式会社吉岡建築設計でした。ところが、同社は、自らの担当業務であった本件配力鉄筋の施工をしなかったことについて、御誌の2020年11月5日号において、大島産業の「手抜き工事」だったと主張し、御誌も、2020年11月12日号では、御誌は、「大島産業の『ミス』などでは断じてない。」と断言しておられます。この点について、当社としては困惑しており、また、違和感を持っております。

さらに、吉岡氏は御誌2020年11月12日号において「実は当社が独自で今回問題となった緑橋の反対車線（上り線）の調査を行ったところ、少なくとも鉄筋一本が入っていないことが分かったのです。」と述べています。緑橋A2橋台の鉄筋については、ご承知のとおり今後鉄筋の施工について調査を実施することが予定されていますが、現時点で、「少なくとも鉄筋一本が入っていない」事実は、当社は社内調査によっても確認できず、鉄筋を施工した吉岡建築設計及び現場監督のダイコウしか知りえない事実です。

① 御誌の取材の結果、御誌としては、当社が故意に配力鉄筋を施工させなかったと、考えておられるということでしょうか。

- ② また、御誌の取材の結果、御誌としては、当社が、吉岡建築設計に対して、本件配力鉄筋を施工しないよう指示したとお考えでしょうか。
- ③ 御誌の取材の結果、御誌としては、吉岡建築設計は、本件配力鉄筋を施工する必要があったことを知っていて施工しなかったとお考えでしょうか。それとも、本件配力鉄筋を施工すべきことを知らなかったため、施工しなかったとお考えでしょうか。

以上

別紙

1. 御誌の P27.1 「大島産業は二次下請として別の会社に仕事を出していたのですが、工事代金の未払いなどのトラブルがあったそうで、その会社が外れた。」及び P28.4 「弊社は約 1 億 2 千万円の工事代金を今も払ってもらえない状況が続いています。」といった記載につきましては、前記のとおり、当社は、吉岡建築設計を含む二次下請企業との間では、直接の契約関係を有していないためそもそも不払いの問題は一切生じておりませんし、当社は、今回問題となっている工事について、当社の下請企業（一次下請）に対しても、全て適正にその請負報酬を支払っており、未払いの問題が生じた事実はありません。

しかしながら、御誌の上記記事は、当社が二次下請企業に対して、請負報酬の支払いを不当に拒絶しているかのような、客観的事実に相違する印象を読者に与えようとするものと言わざるを得ません。

- ① 貴社は、取材の結果、当社が、吉岡建築設計または二次下請企業に対して請負報酬を不当に拒絶しているとお考えということでしょうか。
- ② 貴社としては、読者に上記のような、事実と相違する印象を与える記事を記載したことについて、問題ないとお考えでしょうか。

2. 御誌の P28.5「それを逆に『パワーハラだ』と大島産業が国交省に訴え、～」・P29.4「別のネクスコ関係者が憤慨する『パワーハラだなんてとんでもない。～』」との記事の記載部分につきましては、御誌は、パワーハラスメントの存否やその内容について当社に取材することのないまま記事にされました（御誌記者は、当社 CEO に対して、宮内議員に相談したか否かの点については質問されたもののパワーハラスメントの存否やその内容については取材はございませんでした。）。

この点につきましては、当社は、当社がパワーハラスメントに該当すると判断した客観的な電子メールを現在も保有しており、御誌から取材を受ければ、この点についてそういった客観的資料を示してご説明することは可能でしたし、その意思もございました。また、そういった取材をしていただければ、この件についての御誌の認識はより正確なものとなり、記事の印象も異なるものとなったと考えております。御誌の上記記事は、当社が、当社担当者へのパワーハラスメントが実際にはなかったにもかかわらず、これがあるかのように発注者に申し入れたかのような印象を与えるものです。御誌は、当事者である当社に対する取材を怠り、真実に

反する一方的な記事を掲載したもので、そういった御誌の取材方法及び報道態度は、極めて問題であると考えます。

- ① 貴社は、当事者である当社に対して取材することなく一方的に当社の名誉にかかわる記事を掲載したことについて問題がないとお考えでしょうか。

- 3. 御誌の P29.4 「こういう事故があると労基署が入るものですが、事務所で（実質的経営者の）康朋氏が『宮内に電話をしろ！労基を止めろ』と指示をしたと上司から聞きました。宮内氏を通じて渡辺議員に話がいったようで、康朋氏が渡辺議員と電話で相談していた場に私もいました。それが功を奏したのかどうか、結局、労基署の監査は来なかった」との記載につきましては、前記のとおり、事実と反するものです。

ご承知のとおり、労働者の死傷病者の出ていない交通事故について労働基準監督署がその監督権限を行使して調査を実施することは通常は考えられず、また、渡辺議員の議員在職期間については、調べれば容易に判明するものであり、御誌は、上記記事で引用された証言者の発言をいわば鵜呑みにしてこれを記事化したものと考えざるを得ません。

上記記事は、当社が、会社運営上の問題が生じた際に国会議員に依頼して不当に影響力を行使し、行政機関の調査等を妨害したとの印象を与えるもので、当社の名誉を著しく損なうものです。

- ① 貴社は、若干の調査を行えば事実と反することが容易に判明する証言をあたかも真実であるかのように報道したことについて問題ないとお考えでしょうか。

- 4. 御誌の P30.3 は、「『まあ、いうたら顧問的な存在よね』と当社 CEO の発言を引用しておられますが、当社 CEO は、上記のとおり「宮内氏は顧問なのか？」との質問に対して、御誌記者に対し「顧問ではない。なので顧問料も払っていない」旨の発言を、明確に、何度もしているはずで、御誌の上記記事は不正確といわざるを得ません。

- ① 当社 CEO が御誌貴社に対して、「顧問ではない。」旨の発言を、明確に、何度も行っているにもかかわらず、当社 CEO が、顧問であることを認めた趣旨の記事を記載したのはなぜでしょうか。

- ② 当事者が顧問であることを明確に否定しているにもかかわらず、当事者が顧問であると認識しているかのような内容の記事を掲載したことは問題ないとお考えでしょうか。

以上